

国東市「地域おこし協力隊（マリンスポーツ体験振興分野）」募集要項

大分県の北東に突き出した国東半島、そのほぼ東半分が国東市（くにさきし）です。

緑豊かな山々と穏やかでクリーンな瀬戸内海に育まれた国東市は、国東半島の山岳仏教である「六郷満山文化」が花開いた地として、数多くの神社や寺、石造物などが現存しており、古来より受け継がれた伝統文化が暮らしの中に深く息づいております。また、2013年に国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定されました。

国東市では、豊かな自然を利用した体験型教育の場として、令和2年7月に「くにみ海浜公園」内にSUPやシーカヤックなどマリンスポーツの体験施設をオープンしました。

都市部から移住し、当該施設を活用し青少年の健全育成、地域の活性化、交流人口の増などの課題に意欲をもって取り組める方を募集します。

1. 募集人員（活動限定型）

地域おこし協力隊（マリンスポーツ体験分野）・・・1名

2. 主な活動内容

国東市のマリンスポーツ体験の企画・実施及び体験者の誘致活動。

- ・マリンスポーツ体験イベントの企画運営・情報発信
- ・マリンスポーツ体験等を通じた青少年の健全育成への支援
- ・くにみ海浜公園周辺地域の活性化への支援
- ・市内地域活性化につながる活動の支援

3. 募集対象

(1) 居住地要件（現在お住まいの住所地）

3大都市圏内の都市地域（※1）又は地方都市（条件不利地域（※2）は除く）にお住まいの方、活動期間中、国東市に住民票及び生活拠点を移し活動ができる方。

※1. 3大都市圏内の都市地域とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※2. 条件不利地域とは

次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）
- ②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

(2) 心身共に健康で、職員・地域住民等と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために意欲をもって精力的に行動できる方。

(3) スポーツに造詣が深く、当該スポーツの拠点となる国見地域の活性化に積極的な取り組みができる方。

(4) 地域おこし協力隊の活動終了後も本市に定住及び定着する意思のある方。

(5) 令和4年4月1日現在で、年齢が、満20歳以上35歳未満の方。

(6) 性別不問

- (7) 普通自動車免許を有し、日常的な運転に支障のない方。
- (8) 私用及び通勤のための交通手段（自家用車等）を用意できる方。
- (9) パソコン（ワード、エクセルなどのソフト、SNSなど）を活用できる方。

※特にウェブデザイン、プログラミング等の技能・資格をお持ちの場合は、応募用紙（履歴書）にその旨をご記入ください。

- (10) 次のいずれにも該当しない方。
 - ①成年被後見人または被保佐人
 - ②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③国東市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. **活動場所** 国東市教育委員会 社会体育施設、ほか市内一円

5. **活動日数** 原則として、月16日間、午前8時30分～午後5時まで（7時間45分）
活動日以外の日は、隊員自身の定住につながる活動などに活用してください。
定住活動を行うにあたっては、事前に担当者にご相談ください。

6. **任用形態** 国東市会計年度任用職員として、市長が委嘱します。

7. **任用期間** 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
（年度ごとに委嘱するものとし、最長3年間とします。ただし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。）

8. **報酬** 月額 158,200円
期末手当 ※勤務月数により変動。最大2.6月
通勤手当（費用弁償） 通勤距離に応じて支給
令和4年2月1日時点。条例改正等により変更となる場合があります。

9. 待遇及び福利厚生

（加入保険） 社会保険、雇用保険。

（住居） 活動期間中に生活する住居は必要に応じ、予算の範囲内で市が用意します。
※この住居補助は隊員の課税所得としてみなされます。

（活動経費）

活動に必要な備品（活動車両、パソコン、プリンター等）は貸与します。また活動に要する経費は、予算の範囲内で市が負担します。

- ・旅費（活動に関連して出張した場合など）
- ・消耗品費
- ・活動車両用燃料費

※その他、活動に必要なものについては必要に応じ、予算の範囲内で市が用意します。

※生活用備品や住居の光熱水費、共益費等は隊員負担とします。

※拠点となる事務所までの交通手段（自家用車等）は、隊員本人がご用意ください。

10. その他

※原則として、毎月地域おこし協力隊員及び市関係者とで、連絡調整会議を行います。

※原則として、隊員は翌月初旬、前月の活動報告書を提出していただきます。

※その他、必要なことについては、市及び関係者とその都度協議します。

11. 休日・休暇

原則として、土、日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）とします。

ただし、土、日等に活動する場合は、他の日に振り替えます。また1日7時間45分を超えて勤務を行った場合、その相当分の時間を直近の勤務日において調整します。

12. 応募手続

(1) 申込受付期間

令和4年3月15日（火）～令和5年3月31日（木）まで。

（応募期間は予告なく短縮もしくは延長する場合がありますので、応募前にお問い合わせください。）

提出書類を国東市教育委員社会教育課 社会体育係あてに簡易書留郵便にてお送りいただくか、もしくは直接持ち込んでください。なお、提出された書類は返却いたしません。

(2) 提出書類

①応募用紙（履歴書）1通

※国東市のホームページよりダウンロードするか、国東市教育委員会社会教育課まで請求してください。

②活動目標レポート（A4用紙で1000文字程度。書式自由、ワープロ可）

「国東市地域おこし協力隊に応募した動機 及び 活動の目標」と「活動期間終了後に、国東市でどのように定住・起業・就業をしたいか」の二つをテーマとしてレポートを提出してください。

③住民票個人事項証明書（基本事項のみ）1通

④運転免許証の写し 1枚

※提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(3) お問合せ先

国東市教育委員会 社会教育課 社会体育係

〒873-0535 大分県国東市国東町鶴川160番地2

TEL:0978-72-2121(直通) E-mail:shakai-kyoiku@city.kunisaki.lg.jp

13. 選考の流れ

(1) 第1次選考（書類選考）

選考は提出に合わせて随時行い、結果は申込期間終了後2週間以内に1次選考合格者のみに文書にて通知します。

(2) 第2次選考（面接）

面接会場・実施日時・時間等、詳細についてはお互いに連絡調整を行いません。
なお、第2次選考（面接）に要する交通費・宿泊費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は第2次選考後、文書にて通知します。
なお、選考経過については一切お答えできません。